

※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	法人番号	申告区分

受付印

年 月 日

鳥取県 県部県税事務所長 殿

所在地

（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）

（ふりがな）

解散法人名

（ふりがな）

清算人自署押印

（電話）

この申告の基礎

法人税の

年 月 日

の修正・更正・決定・再更正による。

従前の事業種目

資本金の額又は出資金の額

（兆 十億 百万 千 円）

資本金等の額

（兆 十億 百万 千 円）

経理責任者自署押印

年 月 日から 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税 事業税 道府民税 地方法人特別税 の 清算事業年度子納 申告書 ※ 修正清算事業年度子納

（事業税）	摘要		課税標準				税率	税額				（使途秘匿金税額等） 法人税法の規定によって計算した 法人税額	①	（兆 十億 百万 千 円）				
	兆	十億	百万	千	円	100	兆	十億	百万	千	円			兆	十億	百万	千	円
所得割	所得金額総額	③②										法人税法の規定によって計算した法人税額						
	年400万円以下の金額	③③				0 0 0					0 0 0	法人税法第68条（同法第144条を含む）の規定による所得税額の控除額	②					
	年400万円を超え年800万円以下の金額	③④				0 0 0					0 0 0	法人税法第69条の規定による外国法人税の額の控除額	③					
	年800万円を超える金額	③⑤				0 0 0					0 0 0	当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	④					
	計 ③③+③④+③⑤	③⑥				0 0 0					0 0 0	還付法人税額等の控除額	⑤					
	軽減税率不適用法人の金額	③⑦				0 0 0					0 0 0	課税標準となる法人税額 ① + ② + ③ + ④ - ⑤	⑥				0 0 0	
付加価値割	付加価値額総額	③⑧										2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑦				0 0 0	
	付加価値額	③⑨				0 0 0					0 0 0	法人税割額 (⑥又は⑦× $\frac{\quad}{100}$)	⑧					
収入割	収入金額総額	④⑩										外国の法人税等の額の控除額	⑨					
	収入金額	④⑪				0 0 0					0 0 0	利子割額の控除額 (控除した金額 ⑩)	⑩					
	合計事業税額 ③⑥+③⑨+④⑪ 又は ③⑦+③⑨+④⑪	④⑫				0 0 0					0 0 0	差引法人税割額 ⑧-⑨-⑩	⑪				0 0 0	
	既に納付の確定した当期分の事業税額	④⑬				0 0 0					0 0 0	既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑫				0 0 0	
	既に納付の確定した当期分の残余財産の一部の分配又は引渡しに係る事業税額	④⑭				0 0 0					0 0 0	当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	⑬				0 0 0	
	この申告により納付すべき事業税額 ④⑫-④⑬-④⑭	④⑮				0 0 0					0 0 0	⑬× $\frac{\quad}{100}$	⑭				0 0 0	
④⑮の内訳	所得割	④⑯				0 0 0					0 0 0	この申告により納付すべき法人税割額 ⑪-⑫-⑭	⑮					
	収入割	④⑰				0 0 0					0 0 0							
（道府民税）	摘要		課税標準				税率	税額				均等割額	⑯	（兆 十億 百万 千 円）				
	兆	十億	百万	千	円	100	兆	十億	百万	千	円			兆	十億	百万	千	円
	⑤①	所得割に係る道府民税特別税額	⑤②				0 0 0					0 0 0	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯				
	⑤③	収入割に係る道府民税特別税額	⑤④				0 0 0					0 0 0	円× $\frac{⑰}{12}$	⑰				0 0 0
		合計道府民税特別税額 (⑤②+⑤④)	⑤⑤				0 0 0					0 0 0	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑱				0 0 0
		既に納付の確定した当期分の道府民税特別税額	⑤⑥				0 0 0					0 0 0	この申告により納付すべき均等割額⑰-⑱	⑲				0 0 0
所得金額の計算	摘要		課税標準				税率	税額				東京場 合の ⑳ の 計 算	⑳	（兆 十億 百万 千 円）				
	兆	十億	百万	千	円	100	兆	十億	百万	千	円			兆	十億	百万	千	円
	⑤⑦	所得金額（法人税の明細書（別表4）の(35)）	⑤⑧										東京場 合の ㉑ の 計 算	㉑	特別区分の課税標準額			
	⑤⑨	損金の額に算入した所得税額	⑤⑩										㉑					0 0 0
	⑤⑪	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	⑤⑫										㉒					
	⑤⑬	仮計 ⑤⑧+⑤⑩-⑤⑫	⑤⑭										㉓				0 0 0	
	⑤⑮	繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	⑤⑯										㉔					
	⑤⑰	債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	⑤⑱										㉕					
	⑤⑲	所得金額差引計 ⑤⑭-⑤⑯-⑤⑱	⑤⑳										㉖					
	⑤㉑	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	⑤㉒										㉗					
⑤㉓	利子割額 (控除されるべき額) 控除した額(⑧-⑨と ㉑のうち少ない額)	⑤㉔										㉘						
⑤㉕	控除することができなかった金額②-③	⑤㉖										㉙						
⑤㉗	当期において残余財産の一部の分配又は引渡しをした日	年 月 日	法人税の申告書の種類				青色 ・ その他				関与税理士署名押印							
備考																		

第8号様式記載要領

- 1 この申告書は、平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除く。以下この記載要領において同じ。）をした法人がその清算中に事業年度が終了し、法人税の申告書に基づいて道府県民税の申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この記載要領において「平成22年旧地方税法」という。）第53条第5項の規定による申告）をする場合及び当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を解散をしていない法人の各事業年度の付加価値額、所得又は収入金額とみなして事業税を申告（平成22年旧地方税法第72条の29の規定による申告）する場合に使用します。
なお、地方法人特別税は、平成20年10月1日以後の解散による清算所得（清算事業年度予納申告を含む）に対する法人事業税に併せて適用されます。
- 2 ※印の欄は、記載しないでください。
- 3 「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金等の額」の欄は、清算中の事業年度の末日現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をそれぞれの欄に記載します。なお、「資本金の額又は出資金の額」の（ ）内には、同日現在における資本金の額又は出資金の額が解散の日における資本金の額又は出資金の額と異なる場合に、解散の日における当該金額を記載します。
- 4 「清算事業年度予納、修正清算事業年度予納申告書」は当該項目以外は、＝線で消してください。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載してください。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
- 7 ①の欄は、法人税の申告書（別表20（1））の「納付すべき法人税額（10）」の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）を記載し、括弧内には同表の土地譲渡利益金額に対する法人税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載します。
- 8 ②の欄は、法人税の申告書（別表20（1））の34の欄で控除した金額が同申告書の31の欄に係る金額のみの場合には、同申告書の32の欄の金額からみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を記載します。
- 9 ③の欄は、法人税の申告書（別表20（1））の34の欄で控除した金額が同申告書の32の欄に係る金額のみの場合には、同申告書の32の欄の金額を記載します。
- 10 ②及び③の記載に当たって、法人税の申告書（別表20（1））の34の欄で控除した金額が所得税額及び外国税額のそれぞれを含む場合には、同申告書の34の欄の金額からみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を②の欄に記載します。
- 11 ④の欄は、法人税の申告書（別表20（1））の7の欄の金額を記載します。
- 12 ⑤の欄は、第6号様式別表2の3の⑤の計欄の金額を記載します。
- 13 ⑩の欄は、⑳の欄の金額を記載します。
- 14 ㉑の欄は、第6号様式別表4の4の「計5」の③の欄及び第9号の2様式の「合計 ㉔」の欄と同じ金額を記載します。
- 15 この申告書においては、㉓の欄の控除しきれなかった金額については還付は行いません。
- 16 事業税の「所得金額総額 ㉔」の欄は、法第72条の41の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、第6号様式別表5の「所得金額再差引計 ㉗」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「所得金額差引計 ㉙」の欄の金額を記載します。
- 17 「付加価値額総額 ㉚」の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額 ㉛」の欄の金額を記載します。
- 18 「所得割に係る地方法人特別税額 ㉜」の「課税標準」の欄は、「計 ㉞」又は「軽減税率不適用法人の金額 ㉟」の「税額」の欄の金額を記載してください。
- 19 「収入割に係る地方法人特別税額 ㊱」の「課税標準」の欄は、「収入金額 ㊲」の「税額」の欄の金額を記載してください。
- 20 の欄は、法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされている法人税法第59条第1項又は2項の規定の適用を受けようとする場合に第6号様式別表11の㊴、㊵の欄又は㊶の欄の金額を記載します。
- 21 の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載します。